厚生文教委員会議事日程表

日　　時　：　令和８年９月11日（金）　午前10時

場　　所　：　市議会委員会室

議事	種　別	番号	件　　名	摘　　要
1	議　案	71	和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 50
2	議　案	72	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	P. 53
3	議　案	73	和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 66
4	議　案	74	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 72
5	議　案	76	令和８年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	P. 99
6	議　案	77	令和８年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	P. 103

出席委員（７名）

委員長	飯阪光典	副委員長	友田博文
委員	谷上昇	委員	峠田英伸
委員（副議長）	浜田千秋	委員	北川美穂
委員	松田義人		

欠席委員（なし）

オブザーバー（１名）

議長	山本秀明

説明のため出席した者の職氏名

市長	辻宏康
副市長	並木敏昭
教育長	大槻亮志
福祉部長兼福祉事務所長	佐々木敦
市民生活部長	森博紀
こども・健康部長	尾郷森太郎
教育次長兼教育部長	鍛治公哉
生涯学習部長	山村邦弘
教育部教育指導監	上田茂幸

備考　各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	井阪弘樹	総務課長	上岡繁
総務課長補佐	大西摩紀子	総務課議事調査係主事	北山透也

（午前10時00分開会）

◎開会宣告

○飯阪光典委員長　おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、本会議初日に議長から報告がありましたとおり、本委員会に所属する末下広幸委員が９月６日付をもって議員を辞職された旨、御報告いたします。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎市長挨拶

○飯阪光典委員長　それではここで、市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻　宏康市長　皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

飯阪委員長、友田副委員長をはじめ委員皆様方には御出席いただき、また山本議長に御臨席いただいておりますけれども心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、こども・健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○飯阪光典委員長　市長の挨拶が終わりました。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎委員会審査

○飯阪光典委員長　それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後、職、氏名を述べ、答弁願います。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第71号　和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長　議事第１、議案第71号　和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

尾郷こども・健康部長。

○尾郷森太郎こども・健康部長　こども・健康部長の尾郷です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第71号　和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書50ページを御覧ください。

まず、提案の理由は、地方公営企業法の一部改正に伴い、病院事業に係る業務の状況の公表回数を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容について、51ページを御覧ください。

第１条は、地方自治法の一部改正に伴い、第５条中、「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改めるものでございます。

次に、第２条は、条例第７条第１項及び第２項において、業務状況の説明書類の作成について、11月30日までと５月31日までに年２回行うものとする規定を、地方公営企業法の一部改正の趣旨に従い事務合理化のため、11月30日までの年１回に改めるものでございます。

52ページを御覧ください。

最後に附則について。

この条例は、公布の日から施行し、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第71号の説明とさせていただきます。何とぞよろ

しく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第71号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第72号　和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長　議事第２、議案第72号　和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

尾郷こども・健康部長。

○尾郷森太郎こども・健康部長　こども・健康部長の尾郷です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第72号　和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書53ページを御覧ください。

まず、提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容について、54ページを御覧ください。

まず、第１条で改正する内容は主に２点ございまして、１点目は、ゼロから２歳の子どもを対象に保育を行う小規模保育事業について、児童福祉法の一部改正により満３歳以上限定小規模保育事業が創設され、国基準が改正されたことを受け規定整備を行うもので、２点目は、家庭的保育事業等に配置する職員について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障がい児の療育に係る業務に５年以上従事した経験を有する者を１人に限り保育士とみなすことが可能とされたことに伴う規定の整備となっております。

第６条から56ページ、第29条第２項までは、満３歳以上限定小規模保育事業に関する改正、57ページ、第29条第３項から58ページ、第31条まではみなし保育士等に関する改正、59ページ、第35条は満３歳以上限定小規模保育事業に関する改正、第44条から60ページ、第47条まではみなし保育士等に関する改正、第48条から62ページの附則第７項までは、満３歳以上限定小規模保育事業に関する改正、附則第10項は、みなし保育士等に関する改正となっております。

続きまして、63ページ第２条でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第13条は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、こども性暴力防止法が令和８年12月25日に施行されることに伴い、家庭的保育事業等を行う事業者は、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務づけられることから、従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないことを規定するものでございます。

続きまして、第３条でございます。

64ページの新旧対照表を御覧ください。

附則第２項の経過措置については、令和６年第２回定例会におきまして、家庭的保育事業等における保育士等の配置基準の改正を行い、当分の間と経過措置を設けていましたが、国基準の改正により、３歳児の配置基準について期限が令和10年３月31日とされたことに伴い、規定を改めるものでございます。

なお、４歳児、５歳児の配置基準の経過措置については、引き続き当分の間となっておりますので、附則第３項を追加するものでございます。

最後に、65ページ附則でございます。

第１項について、この条例は公布の日から施行するものでございますが、こども性暴力防止法に関する第２条の規定につきましては、令和８年12月25日に施行するものでございます。

第２項について、満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴う国基準の改正が令和８年４月１日に施行され、市条例が改正されるまでの間は国基準が適用される経過措置となっておりますが、その経過措置期間を条例改正が施行される前日までと改めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第72号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

浜田委員。

○浜田千秋委員　ありがとうございます。五月会の浜田です。

この条例改正は、こども性暴力防止法、いわゆる日本版ＤＢＳ法ですが、子どもの安全確保のために子どもに関わる仕事に就く人に性犯罪歴がないかを確認するものです。12月25日から施行されるわけですが、その改正内容について教えてください。

また、家庭的保育事業者等は、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じるとありますが、性犯罪を犯したことがあるという事実確認はどのように行うのか教えてください。

○飯阪光典委員長　小林幼保運営担当課長。

○小林正弥こども・健康部こども未来室幼保運営担当課長　幼保運営担当課長の小林です。

国が提供するシステムを活用し、各事業者が照会を行い確認します。

以上です。

○飯阪光典委員長　浜田委員。

○浜田千秋委員　ありがとうございます。

今回、条例改正する家庭的保育事業等のほかに、子どもの性暴力防止法の対象となる事業所や施設があるのでしたら教えてください。

○飯阪光典委員長　小林課長。

○小林正弥こども・健康部こども未来室幼保運営担当課長　幼保運営担当課長の小林です。

こども性暴力防止法の遵守が義務となる施設及び事業につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園や小・中学校、義務教育学校、高校などのほか、乳児等通園支援事業や児童発達支援、放課後等デイサービスなどとなっております。

また、事業者が任意で申請できる認定事業もあります。

以上です。

○飯阪光典委員長　浜田委員。

○浜田千秋委員　ありがとうございます。

学校、幼稚園、認可保育園など学校設置者は義務ですが、認可外保育所、放課後児童クラブ、学習塾、スイミングスクールやダンススクール等など民間教育関係や保育等の事業者は任意ということです。

では、犯罪事実確認の対象となる従事者は、正職員以外にパートやアルバイトも含まれますか、教えてください。

○飯阪光典委員長　小林課長。

○小林正弥こども・健康部こども未来室幼保運営担当課長　幼保運営担当課長の小林です。

子どもと１対１で関わる従事者が犯罪事実確認の対象となるため、正職員だけでなく、パートなどの職員も含まれます。

以上です。

○飯阪光典委員長　浜田委員。

○浜田千秋委員　ありがとうございます。

正職員以外も犯罪事実確認が必要とのことで、かなりの従事者の犯罪事実確認が必要になると思うのですが、どのように確認されるのでしょうか。教えてください。

○飯阪光典委員長　小林課長。

○小林正弥こども・健康部こども未来室幼保運営担当課長　幼保運営担当課長の小林です。

既に従事している人や法施行日までに採用が決まった人につきましては、都道府県ごとに国が定める法施行日から３年以内の決められた月に分散して申請を行い、犯罪事実を確認することになります。

法律の施行日以降に採用が決まった人につきましては、原則業務に従事するまでに犯罪事実確認を終える必要があります。

以上です。

○飯阪光典委員長　浜田委員。

○浜田千秋委員　ありがとうございます。

新卒採用の方に対しての対応は、雇用しない、もしくは御本人が辞退するという決断が求められますが、現在既に働いている方に関しては、３年以内に決められた月に分散して事実確認を行うということです。事実確認を行った結果、過去の性犯罪歴が確認された現在働いている方に対しては、要配慮個人情報に該当するため慎重な情報管理が求められ、子どもたちと接することがない職場への配置転換などが考えられます。

また、この法律が施行されても、学校設置者に比べ民間事業者は業務の規制がないなどの理由で、行政が事実内容を把握し切れないことも考えられます。

また、個人塾経営者や家庭教師、ベビーシッターなどの個人事業主や子どもに関わるボランティア、例えばこども食堂などは対象となっていません。

まだまだ課題はたくさんあると思いますが、教育施設等の現場が混乱しないように御指導をお願いするとともに、この法律の施行により、子どもたちの人権が性被害により侵害されないことを期待しています。

質問を終わります。ありがとうございました。

○飯阪光典委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第72号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第73号　和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長　議事第３、議案第73号　和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

尾郷こども・健康部長。

○尾郷森太郎こども・健康部長　こども・健康部長の尾郷です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第73号　和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書66ページを御覧ください。

まず、提案理由は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容について、67ページを御覧ください。

まず、第１条で改正する内容は、改正された国基準と同様に文言の修正を行うもので、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるものなど、第９条から69ページの第27条までの各条項を改正するものでございます。

続いて70ページ、第２条でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第13条の２は、議案第72号と同様にこども性暴力防止法の施行に伴い、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定するものでございます。

最後に、71ページの附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、第２条の規定は、令和８年12月25日に施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第73号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第73号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第74号　和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長　議事第４、議案第74号　和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

尾郷こども・健康部長。

○尾郷森太郎こども・健康部長　こども・健康部長の尾郷です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第74号　和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書72ページを御覧ください。

まず、提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容について、73ページを御覧ください。

議案第72号と同様に、満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことによる国基準の改

正に伴い、条例の目次から93ページの第52条までの各条項において、規定の整備を行うものでございます。

最後に、94ページの附則でございます。

第１項について、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第２項について、議案第72号と同様に満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、経過措置期間を、条例改正が施行される前日までと定めるものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第74号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長　議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第74号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第76号　令和８年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

○飯阪光典委員長　議事第５、議案第76号　令和８年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第76号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第77号　令和８年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

○飯阪光典委員長　議事第６、議案第77号　令和８年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第77号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会宣告

○飯阪光典委員長　以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前10時23分閉会）

◇

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長　　飯　阪　光　典